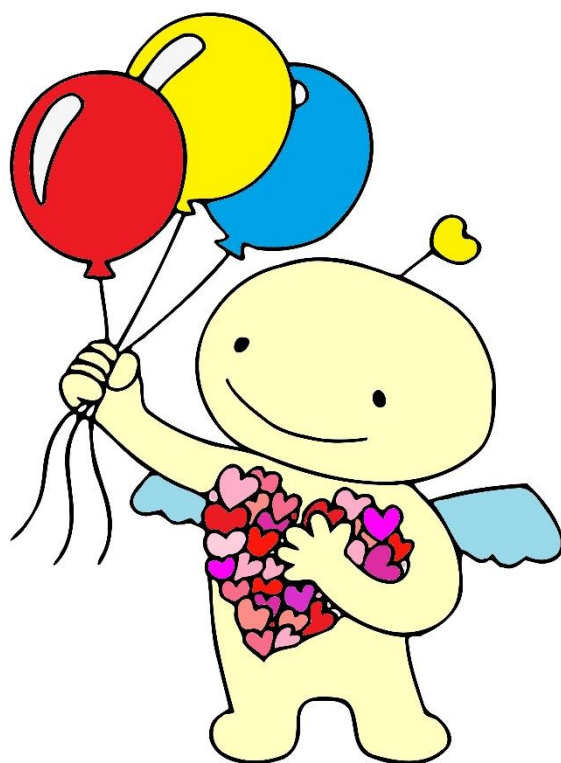


第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画（改定版）



一人ひとりの人権を尊重するまちづくり
～よく生き合おう～

2025（令和7）年3月

岐 阜 市

人権教育・啓発行動計画とは・・・

本市では「人間を尊重する」と市民憲章に謳い「人権を尊重し、互いに支えあ
うあたたかい地域社会」の実現をめざした「生涯学習都市」を宣言しています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立・施行するのにあわせ、
2000（平成12）年度に「岐阜市人権教育行動計画」を、2005（平成17）年3月
に後期人権教育行動計画を策定しました。また、2010（平成22）年3月に、人
権問題を取り巻く情勢の多様化・複雑化に対応するため「第2次岐阜市人権教育・
啓発行動計画」を策定しました。2015（平成27）年3月に過去の実績や成果を
踏まえ、第2次後期行動計画を策定しました。また、2016（平成28）年に、「障
害者差別解消法」、「部落差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたこ
とを受け、さまざまな人権課題に対応する施策を推進するため、2020（令和2）
年3月に「第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画」〈2020（令和2）～2029（令
和11）年〉を策定しました。

第3次行動計画に基づくこれまでの人権施策は一定の成果を上げてきました。
しかし、人権問題については、インターネット上でのいじめ・誹謗中傷の広がり
とそれに対する法整備、コロナ禍における人権侵害、被差別部落地名リスト出版・
公開差し止め訴訟における「差別されない権利」の保障、旧優生保護法違憲判決
など、新たな動きが生まれています。

そこで、第3次行動計画の上半期を終える2025（令和7）年3月に、第9回「人
権に関する市民意識調査」（令和5年実施）の結果も踏まえ、こうした新たな人権
課題の解決をめざして「第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画（改定版）」を策定
しました。

計画の期間

2025（令和7）年度～2029（令和11）年度

この計画のめざす姿（基本理念）は・・・

人権とは、人間が人間らしく幸せに生きていく権利であり、すべての人の人権を尊重すること
により、平和で豊かな社会が実現されるものと考えられます。

さまざまな人権問題について学び、気づきを促すことにより人権意識を高め、市民一人ひとりの
人権が尊重されるまちづくりをめざします。

**一人ひとりの人権を尊重するまちづくり
～よく生き合おう～**

計画の体系

基本方針

1 学校教育・幼児教育における人権教育の推進

- ① 幼稚園・保育所等における人権教育の推進
- ② いじめや偏見・差別の解消をめざす取組の推進
- ③ 学校における人権教育の工夫と充実
- ④ 家庭・地域と連携した「学校人権教育」の推進
- ⑤ 学習資料（文章資料・視聴覚資料）の効果的活用

2 社会教育・青少年教育における人権教育の推進

- ① 地域住民主体の人権学習
- ② 「心のふれあいと人権尊重のつどい」の企画・実施
- ③ さまざまな人権問題における地域指導者の養成
- ④ 家庭における教育力を高めるための家庭教育学級の充実
- ⑤ 心の絆を深め合う家庭づくりの推進
- ⑥ 青少年団体指導者の学習活動の推進
- ⑦ 子どもの自立の支援
- ⑧ 関係機関相互の連携

3 企業における人権啓発の推進

- ① 企業の事業主や人権関係担当者の人権感覚の高揚
- ② 「えせ同和行為」防止のための啓発活動の推進

4 その他あらゆる場における人権啓発の推進

- ① 人権啓発事業の創意工夫
- ② 人権啓発に関する資料、ポスター、パンフレットの作成及び活用
- ③ 人権侵害等の発生の予防及び市民の人権に関する相談の受付
- ④ マスメディアや情報機器を活用した人権啓発活動
- ⑤ 人権擁護委員をはじめとする指導者との連携・協力による人権啓発活動の推進
- ⑥ 人権に関するNPO及びボランティア団体との連携・協力による人権啓発活動の推進

基本的な視点

- ▶ 視点1
「生き合う力」を育もう
- ▶ 視点2
人権感覚を日常生活に根づかせよう
- ▶ 視点3
「差別を見て見ぬふりをしない土壌」を創り出そう
- ▶ 視点4
共生と協働の心の輪を広げよう

一人ひとりの人権を尊重するまちづくりよく生き合おう

人権に関わりの深い分野の業務従事者に対する 人権教育・啓発の推進

●教職員

一人ひとりの教職員が、さまざまな人権問題に対して幅広く正しい認識を深め、指導者としての資質向上を図るため、相互研修に努めるとともに、校外での人権研修会・施設見学・学習会・研究会に積極的に参加することで、幅広い視点から人権教育の充実が図られるように支援します。

●保健・医療関係者

保健・医療従事者が、患者等の人間としての尊厳を十分に理解し配慮した対応ができるように、必要に応じて職場研修などで人権感覚の高揚に努めるよう働きかけるとともに、あらゆる保健・医療関係者、その他関係機関とも連携しながら人権教育・啓発を推進します。

●福祉関係者

人間の尊厳とさまざまな個人情報の守秘義務など、人権感覚に立脚した判断力と行動力で福祉にかかる支援ができるように、高齢者、障がい者、児童、地域福祉など、さまざまな福祉関係者への研修（虐待、いじめなど）を充実し、人権感覚の高揚を図ります。

●団体指導者及び社会教育関係職員

自治会等の指導者及び公民館長・主事等の社会教育施設職員の人権意識を高め、人権感覚を磨き合える学習会や研修会を充実させ、さらには、これらの指導者が、人権教育の取組を自主的に実施することにより、人権文化の根付いた住みよいまちづくりをめざします。

●消防職員

消防職員一人ひとりが人権尊重の立場に立った消防活動を行うために、人権問題に関する研修を実施したり、日々の朝礼等において継続的に人権啓発を行ったりします。

●市職員・指定管理者職員

基本的人権の尊重を常に自覚し、人権に関する正しい知識と理解を深めるように、研修教材や資料等を充実整備するとともに、出前講座を活用するなど、人権に関する研修を充実し、人権感覚の高揚を図ります。

●マスメディア関係者等

人権に配慮した取材活動とともに、さまざまな人権に関する問題をテーマとした記事の掲載や番組の放映を推進するよう働きかけます。また、一方で、インターネット掲示板等に差別的な書き込みが見つかった場合、本市が関係機関と連携し、削除するなどの対応を要請します。

人権教育・啓発を推進するための環境整備

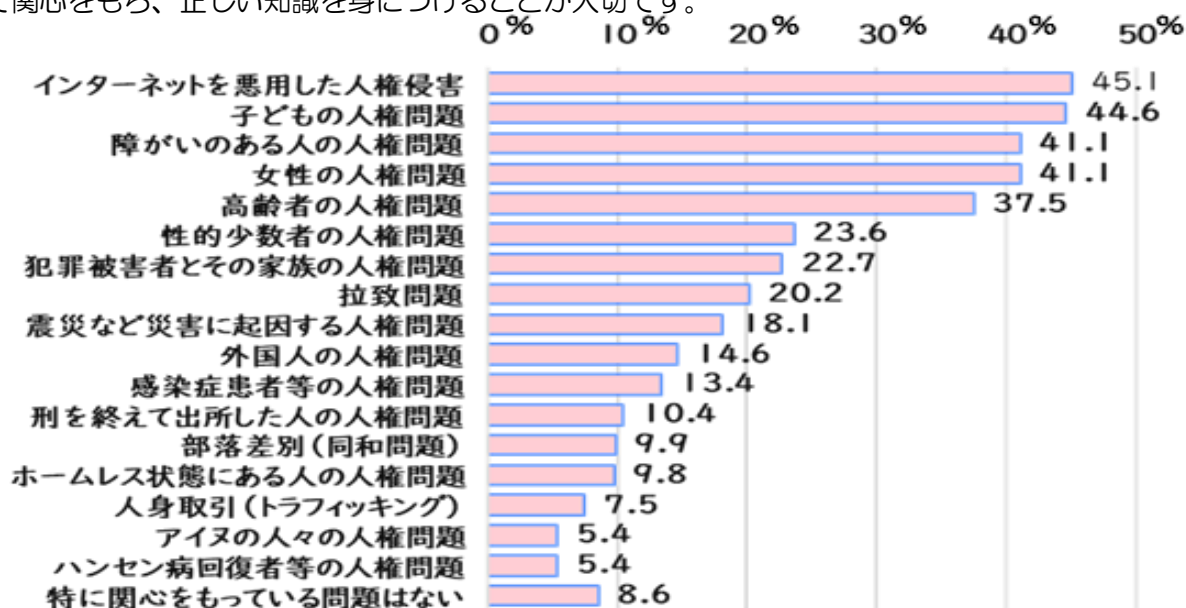
- ▶人権教育・啓発について、家庭・職場・地域において課題を共有しながら生涯学習の一環として取り組むとともに、市民との協働によるまちづくりに向け、担い手となる指導者の育成を図ります。
- ▶国、県、他市町村、関係団体等との連携を強化し、取組の実効性を高めます。
- ▶「人権に関する市民意識調査」により市民意識を把握するとともに、全庁的な体制で推進します。

重点施策の展開

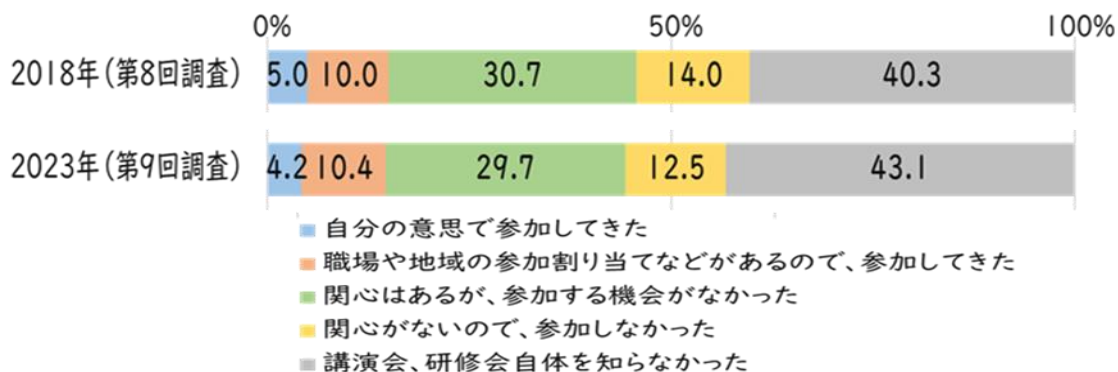
本市における人権教育・啓発の取組は一定の成果を得ており、人権問題に関心をもっている市民の割合は高くなっています。また、身近な人の差別的な言動に対する態度をみると、何かしら行動を起こそうとする市民の割合が高くなっています。加えて、教育・啓発が、偏見や差別の解消に大きく寄与しているという成果も現れており、人権意識の行動化は、教育・啓発の推進により、さらに促進するものと考えられます。

【関心】 人権問題への関心 ☆人権問題に関心のある人の割合の向上	第8回調査 H30 91.3%	第9回調査 R5 91.4%
【態度】 身近な人の差別的な言動に対する態度 ☆何かしら行動を起こそうとする人の割合の向上	第8回調査 H30 47.5%	第9回調査 R5 52.3%

一方、人権問題への関心度については、人権課題ごとに差が大きくなっています。普段の生活の中で触れることが少ない人権課題を自分事として考えることは容易ではありませんが、各人権課題について関心を持ち、正しい知識を身につけることが大切です。



また、人権についての講演会、研修会への参加については、「講演会、研修会自体を知らなかった」という市民が40%を越えており、人権について学ぶ機会を知っていただくことが必要となります。



そこで、今後は、本計画の基本理念である「一人ひとりの人権を尊重するまちづくり ～よく生活合おう～」の具現化をめざし、引き続き第3次行動計画の重点施策「若い世代・働く世代をターゲットにした施策」、「市職員・教職員の意識の高揚を図る施策」の推進を図るとともに、「幅広い人権課題に関わる教育・啓発」及び「人権教育・啓発の講演会や研修会に関わる情報発信の強化」に努めていきます。

▼重点施策の展開

関心	人権問題に関心をもっている人の割合を向上
態度	差別的な発言や行動に対して前向きに対応する人の割合を向上
参加	人権問題に関する講演会や研修会に参加した人の割合を向上
2	地域人権教育推進担当員の委嘱
	公民館講座等で人権に関する講座の実施
	あったかハートコーナー：人権啓発・人権学習DVDの充実と貸出数向上
	あったかハートコーナー：人権に関する書籍の充実と貸出数向上
	ハートフル人権ライブの実施
	「人権の広場」をはじめ市開催の講演会、研修会、パネル展の開催
[拡大]	若い世代、働く世代への教育・啓発の推進 人権教育・啓発の講演会や研修会に関わる情報発信の強化
[充実]	市職員、教職員の人権意識・人権感覚の高揚 幅広い人権課題についての教育・啓発の推進

課題別施策の体系

1 女性の人権

- 「第3次岐阜市男女共同参画基本計画ぎふ未来スケッチⅣ（改定版）」の推進
- 女性センター事業の推進
- 「第4次岐阜市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」の推進
- 女性の人権に関する学習機会の充実

2 子どもの人権

- 妊娠期からの継続した支援
- 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援
- 就学前の子どもへの配慮
- 児童虐待等への対応
- 人権感覚をはぐくむ教育の推進
- 「子どもの権利」が保障される地域社会の確立
- 不登校の子どもに対する教育支援の充実
- いじめ問題対策の充実
- 生活困窮家庭の子どもに対する支援の充実
- 外国籍児童・生徒への対応

3 高齢者の人権

- 生きがいづくりと地域活動の推進
- 地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険事業の円滑な推進
- 多世代交流の推進
- 権利擁護の取組の促進
- 高齢者見守りネットワーク等の充実

4 障がいのある人の人権

- 理解の促進
- 障がい者虐待防止など権利擁護の推進
- 障がいを理由とする差別の解消
- 発達障がいの心配がある子どもに対する相談体制の充実
- 学校教育の充実
- 雇用・就労の促進
- こころの健康づくりの推進
- 芸術発表及び各種イベントへの参加機会の提供

5 部落差別（同和問題）

- 普遍的な人権課題としての教育・啓発の推進
- 人権課題解決をめざす市民交流拠点の運営
- 「えせ同和行為」の排除の徹底
- 公正な採用選考の啓発
- 結婚差別、就職差別につながる身元調査の防止

6 外国人の人権

- 外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり
- 外国人市民の生活を支える安心のネットワークがあるまちづくり
- 多様性を生かした活気に満ちたまちづくり

7 HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権

- 偏見・差別の撤廃にむけた啓発
- HIVやエイズの正しい知識の普及・啓発
- 健康教育の推進
- 感染症患者等に関する人権啓発
- 不安を軽減する取組

8 刑を終えて出所した人の人権

- 更生保護活動の推進
- 社会復帰の支援

9 犯罪被害者とその家族の人権

- 教育・啓発の推進
- 相談窓口等の充実
- 民間支援団体への支援と連携の充実

10 インターネットを悪用した人権侵害

- 広報・啓発の推進
- デジタル・シティズンシップ教育の推進
- 人権侵害への対応
- 公式SNS等の適切な運営

11 性的少数者の人権

- 教育の推進
- 関連団体等との連携による効果的な啓発
- 相談窓口の周知
- 啓発資料の充実

12 さまざまな人権問題

- ホームレスの状態にある人々の人権問題、震災等の災害に起因する人権問題、年齢を超えた生活困窮者の人権問題、人身取引（トラフィッキング）による人権問題、アイヌの人々の人権問題、職場におけるハラスメント（いやがらせ）による人権問題、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権問題 等

相 談 機 関 一 覧

〈人権相談〉

岐阜地方法務局人権擁護課	岐阜市金竜町 5 丁目 13 番地 (岐阜合同庁舎)	058-245-3181 0570-003-110
岐阜県環境生活部 人権施策推進課	岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号	058-272-1111 内線 2442
岐阜市市民協働生活部 人権啓発センター	岐阜市司町 40 番地 1	058-214-6119 【直通】
岐阜市市民協働生活部 市民相談・消費生活課	岐阜市司町 40 番地 1	058-214-6028 【直通】
外国語人権相談ダイヤル	法務省	0570-090-911

〈えせ同和行為相談〉

岐阜地方法務局人権擁護課	岐阜市金竜町 5 丁目 13 番地 (岐阜合同庁舎)	058-245-3181
岐阜県環境生活部 人権施策推進課	岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号	058-272-1111 内線 2442
岐阜県警察本部 暴力 110 番	岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号	058-274-7444
(公財) 岐阜県暴力追放 推進センター	岐阜市藪田南 5 丁目 14 番 1 号	058-277-1613 0800-200-8930
岐阜県弁護士会 民事介入 暴力被害者救済センター	岐阜市端詰町 22 番地	058-265-0020
岐阜市市民協働生活部 人権啓発センター	岐阜市司町 40 番地 1	058-214-6119 【直通】
岐阜県県民生活相談センター (クーリングオフ等の相談)	岐阜市藪田南 5 丁目 14 番 53 号 (ふれあい福寿会館)	058-277-1003
岐阜市消費生活センター (クーリングオフ等の相談)	岐阜市司町 40 番地 1	058-214-2666

〈いじめ等相談〉

子どもホッとダイヤル	(岐阜市子ども・若者総合支援セ ンター“エールぎふ”)	0120-43-1474 (いじめ相談)
いじめ相談 24	(岐阜県総合教育センター)	0120-740-070
子どもの人権 110 番	(岐阜地方法務局)	0120-007-110
青少年 SOS センター	(岐阜県私学振興・青少年課)	0120-247-505
子ども・家庭電話相談室	(中央子ども相談センター)	0120-76-1152 058-213-8080
教育相談ほほえみダイヤル	(岐阜教育事務局)	0120-745-070
チャイルドラインぎふ	(18 歳までの子ども対象)	0120-99-7777
女性の人権ホットライン	(岐阜地方法務局)	0570-070-810
ヤングテレホンコーナー	(岐阜県警察本部)	0120-783-800
子どもの人権センター	(岐阜県弁護士会)	058-265-2850

第 3 次岐阜市人権教育・啓発行動計画（改定版）《概要版》

2025（令和 7）年 3 月

発行 ◆◇岐阜市

編集 ○●岐阜市市民協働生活部人権啓発センター

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1

TEL 058-214-6119

FAX 058-265-1020

E-mail jinken@city.gifu.gifu.jp